

評価(ABCD)
C

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

[設問(1)]

下線部1の勾留を~~含む~~は、一罪一勾留禁止の原則に反し、違法ではないか。

~~一罪~~ (以下第一勾留)

1. Xは、Aへの暴行につき既に勾留を受けているにもかかわらず、Bへの共同暴行(Aへの暴行を考慮に常習とされた)についても勾留(下線部1)されている。この第二勾留は~~違法~~一罪一勾留禁止の原則に反し、違法ではないか。

2. 刑事訴訟法上、明文はないものの、被疑事実の基に返しを防止し、不当な身体拘束を排除するため、一罪一勾留禁止の原則は言及される。そして、この許容理由から、「一罪」とは、実体法上の一罪を指すと解する。また、同原則に違反するかは、捜査機関による同時処理の可能性があったか否かによって決すべきである。

3. まず、第一勾留の被疑事実とは、XのAへの暴行であり、第二勾留の被疑事実とは、Xの(Yと共謀した上で)Bへの共同暴行である。前者は傷害罪、後者は常習傷害罪(暴力行為等処罰ニ関スル法律1条ノ3)を構成する。これらは常習一罪の関係にあり、実体法上の一罪である。故に、両被疑事実は「一罪」にあたる。

4. では、第二勾留は上記原則に反するか(同時処理の可能性があったか)。

(本設例中、Bへの共同暴行の日付が「平成28年10月30日」(99日)「平成29年10月30日」(159日)、「平成29年1月31日」(229日)と記載が一貫してあらず、不明である。論理的に、下線部2の訴因の追加の請求(平成29年2月10日)より前の暴行が起きているとありえない。159日は誤記とみなす。また、追加された訴因Bへの傷害が常習とされた

1 ページ
裏面へ

ことからすれば、おそらくBへの暴行はAへの暴行より後と考えられるから、99日と誤記で、229日の「平成29年1月31日」が正しいBへの暴行の日と思われる。以下、これを前提に検討する。

Bへの共同暴行は、~~A~~第一勾留の後に発生しているから、捜査機関が同時に処理する可第一勾留の被疑事実と上記共同暴行とを同時処理で~~難~~可能性は論理的に生じた。

よって、第二勾留は、一罪一勾留禁止の原則に反しない。故に

5. 以上から、第二勾留は適法である。

[設問(2)]

1. 本件~~訴因~~の追加は、刑事訴訟法(以下略)312条1項に反し、認めず、言明すべきといえるか。

2. 訴因の追加・撤回・変更が「公訴事実の同一性」の範囲内でのみ認められている趣旨は、二重処罰の可能性を回避しなければならぬ場合(例えば公訴事実の同一性が認められ、新旧両訴因間にある場合には別訴と認めない代わりに訴因の追加等を認める点にある。したがって、「公訴事実の同一性」とは、新旧両訴因が仮にともに有罪とされた場合に二重処罰にあたる関係(法律上の非両立関係)を指すと解する。

3. 本件の従来の訴因は、第一勾留の被疑事実と同一であり、追加された新訴因は、第二勾留の被疑事実と同一である。また、これらは事実上は両立するものの、~~常習一罪の関係にあるために~~

これらの事実上、これらの事実上は「設問(1)」3.で述べたとおり、常習一罪の関係にある~~傷害罪にあたる行為~~と、その後の常習傷害罪にあたる行為とは、法律上も両立関係にあり、二重処罰にあたる関係とはいえない(このことは、窃盗の罪で処罰された者が、再度窃盗を

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

5	ない。常習窃盗罪として処罰されることが二重処罰とされている(二重起訴いもあたらない)とされていることから明らかである。 したがって、本件の新旧両言 常習一罪にあたる2つの訴因は、結局、一罪として処罰されることがあるから、二重処罰を招くおそれはない(法律上両立する関係にある)。 したがって、本件の新旧両訴因は「公訴事実の同一性」が認められる関係にある。 4、 よって、本件の訴因の追加は、312条1項に反せず、適法であるから、認めなければならぬ。 以上
15	
20	
25	

5
10
15
20
25
30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

添削者：橋本正成

〔総評〕 C

総じて、答案の流れが良い。具体的には、問題提起、定義・趣旨、規範、あてはめという流れが出来ていた。このような答案の流れは、これからも大事にしてほしい。

せっかく取り組んだ問題なので、必ず、再度、時間を計って、答案を書いて欲しい。そういった手間をかけることで、合格は確実になる。

〔個別コメント〕 答案の左余白の番号に対応

1 冒頭で事実を引用した上で問題提起をしている点が良い。

「暴行」ではなく「傷害」である。問題文の引用は正確に。

「一罪一勾留の原則」、「再勾留禁止の原則」が正しい。専門用語の誤りは、単なる誤記ではなく、基本的知識の不足とみなされる可能性があるので注意する。

2 規定の趣旨から規範を導こうとする流れは良い。

実体法上一罪の範囲では一勾留となるのはどうしてなのか。その点を意識して書いてほしい。これを書くためには、実体法上一罪説の論拠、反対説（単位事実説）の問題点などをおさえておく必要がある。

3 捜査機関による同時処理の可能性の有無という規範は、何を根拠に導かれたのか不明である。ここでも一罪一勾留の原則の趣旨を大事にしてほしい。「不当な身体拘束の蒸し返しを防止することが趣旨であれば、捜査機関にとって同時捜査・処理が不可能であった被疑事実を理由に勾留することは不当な身体拘束の蒸し返しとはいえず前記趣旨には反しないから…」などと論証することも考えられる。とにかく、趣旨から考えて、筋の通った論証を展開してほしい。

4 問題文の日付に誤記があったが、XがYと共同してBに対して行った常習傷害の日付は、平成28年10月30日が正しい。そのため、本件では、第一勾留の時点で傷害事件が発生していなかったという事案ではない。この前提で、もう一度考えて書き直してみてほしい。

5 趣旨から書けていて良い。かっこを使うと文が長くなって読みにくくなるので注意する。

6 訴因の非両立と二重処罰の危険がどのような関係にあるのかきちんと整理しておいてほしい。規範の意味を理解したうえであてはめること。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)
B

1. 小問(1)について

(1) XはAに対する傷害の被疑事実について逮捕・勾留され、保釈されているが、勾留は継続していた。かかる状況で、Bに対する傷害につき常習傷害罪の被疑事実で勾留することは、一罪一逮捕・一勾留の原則に反し、許されないのではないか。

ア 一罪一逮捕・一勾留の原則の趣旨は、実体法上一罪の関係にある被疑事実について身体拘束されている者が、再び身体拘束されるというのは、被疑者を不当に長期間にわたり、身体拘束することになり、被疑者の人権を侵害することになるため、これを禁止することにある。

そうだとすれば、^{一罪とは、実体法上一罪をいひ、}実体法上一罪の関係にある被疑事実で再び勾留することは原則として許されない。

しかし、同原則は、上記趣旨を全うするために、検察官に、一罪の関係にある事実につき同時処理義務を課したものであり、同時処理可能性が前提となっている。

そうだとすれば、検察官が同時処理が不可能であった場合には、実体法上一罪の関係にある事実につき、勾留することとは適法であると解する。

イ 本問において、当初の勾留被疑事実である傷害の事実と、その後の常習傷害罪の被疑事実は、実体法上一罪の関係にある被疑事実である。したがって、原則として、勾留は認められない。

しかし、当初の事実は、平成28年11月14日に起訴された事実であり、その時点においては、平成29年10月30日に至った

Bに対する傷害の事実は発生していなかったものであるから、かかる事実について検察官は同時処理をすることが不可能であった。

ウ したがって、例外的に、同事実による勾留は認められる。

1 ページ
裏面へ

4

(2) そして、XのBに対する傷害につき、勾留の要件も満たすかにつき検討する。

ア 勾留理由については、まず、~~第~~被疑者が「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」(刑事訴訟法(以下略)207第1項60条1項)は、~~第~~Bからの被害届、警察の裏付け捜査等により認められると考えられる。

イ また、~~第~~被疑者Bは、関係者に対して証拠隠滅を迫る危険性も認められるので、60条1項2号に当たるとする。

ウ さらに、同勾留事実には逮捕が先行している(逮捕前置主義207第1項「前三条の規定による」)。

エ したがって、勾留の要件も満たされる。

(3) 以上より、[下線部1]の~~第~~勾留は適法である。

2. 小問(2)について

裁判所は、当初の訴因である、XのAに対する傷害の事実を、

[下線部2]の訴因を追加することを認めるとし、~~訴因変更~~は、「公訴事実の同一性」(~~刑事訴訟法~~312条1項)が認められるから、裁判所は、その~~第~~請求も許さなければならぬので、^{「公訴事実の同一性」}~~訴因~~範囲から^{同一性}認定となる。

(1) 訴因変更の趣旨は、二つの訴因につき、両方処罰すると、

二重処罰になるため、これを避けるために、検察官に訴因変更を認めたとある。そうだとすれば、「公訴事実の同一性」は

二つの訴因~~は~~、別訴^{訴因}で判決が下されると二重処罰に当たるといふ関係にある~~第~~場合をいう。具体的な判断方法は、

両訴因の~~基本~~的^{基本}事実関係が同一であるかにより決まるとする。そして、事実の共通性が認められるかを中心に、両

訴因が非両立であるかを補充的に考慮して、同一性判断を行う。

(2) これを本問について検討する。

まず、両訴因は、別の日に、別人に対して行われた老傷害事実であるから、事実の共通性は認められない。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

2 ページ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

しかし、両訴因は、実体法上一罪の関係にあるため、両訴因も別々に判断し、両方有罪とすることはできないため、非両立の関係にあるといえる。

したがって、本件では、二つの訴因が別訴で有罪判決を下せると、二重処罰に当たるような関係にある場合であるから、両訴因は、「公訴事実の同一性」が認められる。

(3). よって、裁判所は、訴因の追加を認めるとする。

以上

3 ページ
裏面へ

5

10

15

20

25

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

4. ページ

添削者：橋本正成

〔総評〕 B

答案の流れが良い。私が採点した中で 1 番である。

具体的には、問題提起、定義・趣旨、規範、あてはめという流れが出来ていた。特に、冒頭で、問題文の事実在即して、端的に問題提起を出している点及び規定の内容・趣旨から規範を導いている点が他の答案よりも優れている。これらの点は、これからも大事にしてほしい。

設問(1)は、規範が長くなってしまっていた。規範はコンパクトにして、あてはめを充実させる必要がある。本問でも、多くの事実が拾える。配点を考えて、分量を割くこと。

unnecessary 論述を省けば、もっと点が伸びる。取捨選択の力も論文式試験では問われている。

せっかく取り組んだ問題なので、必ず、再度、時間を計って、答案を書いて欲しい。時間は短く設定する。そういった手間をかけることで、合格は確実になる。

〔個別コメント〕 答案の左余白の番号に対応

- 1 冒頭で、端的に、事案に即した問題提起ができています。
- 2 一罪一勾留の原則の意義・内容を入れると良い。趣旨から

規範を導いており、良い。

実体法上一罪の範囲では一勾留となるのはどうしてなのか。その点を意識して書いてほしい。これを書くためには、実体法上一罪説の論拠、反対説（単位事実説）の問題点などをおさえしておく必要がある。

3 例外的に勾留が認められるための規範を書いてほしい。趣旨から導くと良い。

問題文の日付に誤記があったが、X が Y と共同して B に対して行った常習傷害の日付は、平成 28 年 10 月 30 日が正しい。そのため、本件では、第一勾留の時点で傷害事件が発生していなかったという事案ではない。この前提で、もう一度考えて書き直してみしてほしい。

4 勾留の理由・必要性、逮捕前置主義は、特に問題とならないので論述不要である。

5 訴因変更の趣旨から規範を導こうとしており、良い。より端的には、無制限の訴因変更を禁止している刑事訴訟法 312 条 1 項の趣旨から規範を書けると良い。

6 ポイントをおさえられている。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

第1. 設問(1)

1. まず、勾留は適法といえるためには、逮捕前置があり(刑事訴訟法208条等、以下注省略)、勾留の必要性(如条及び相当性(60条1項本文、87条1項))が必要となる。

本件でこれらがあることは定かでないが、これらがあれば適法となる。

2. では、本件の2月5日の勾留は認められるか。本件ではこれより前、平成28年11月4日にXは勾留されており、一罪一勾留の原則に反しないか。

(1) まず、一罪一勾留の原則は明文はないものの、刑事訴訟法が逮捕・勾留手続について厳格な時間制限(204条、208条等)を定めてることから、同一の犯罪についての身体拘束の機会は一度しかできないといえるが、これに反する~~違~~勾留は違法となる。

そして、同一の犯罪とは、同一の機会に身体拘束ができたかすなわち~~罪数~~上・一罪の関係にあるかによって決えられる。このように解せば、訴追権者たる検察官の恣意的に分割した訴追を回避でき、かつ被害者・被疑者の~~法律~~身体的自由を保障できるためである。

もっとも、実体法上一罪の関係にあっても同時訴処理の可能性が乏しいと趣旨を反せず、これに反例外的に勾留は適法となる。

(2) 本件でXは、~~同年2月5日~~平成29年10月30日午後9時頃の傷害被疑事件につき勾留請求されている。平成28年11月4日午前0時15分頃の傷害事件とは常習一罪の関係(暴行・脅迫等二関係又は法律第1条の3)にあたり、実体法上一罪の関係にある。10月保

そしてXは平成28年の事件について保釈されているものの、保釈は条件付勾留の停止であり、同一の罪犯罪について勾留

されている。~~傷害事件~~た白10月の事件について勾留

もっとも、Xが常習罪と~~この罪~~これらに至るには、11月の事件につき、10月の事件が保釈された後の平成29年1月31日に被害届が出されて発覚したのであり、同時処理の可能性はなかったといえる。

よって、例外的に一罪一勾留に反しない。

3. 以上より、本件勾留は適法である。

第2. 設問(2)

1. 裁判所は下線部について訴因の追加をすることができる。訴因変更の可否が問題となる。

2. まず、訴因とは、当事者主観的訴因構造(256条6項、298条1項312条1項)のもと、原告当事者たる検察官の専断事項である。そして訴因には裁判所に対する審判対象を識別させる機能、及び被告人に対する防御の機会を保障する機能がある。他方で、訴因変更の~~訴因~~範囲を無限定にすると刑事訴訟を渉流的捜査の場にする。

そこで訴因変更が可能な公訴事実の同一性、(312条1項)を有する範囲~~は~~基本的な事実関係の同一性として、両訴因の事実関係、社会生活上の共通性を基礎に、補充的に非両立性も考慮してその判断する。また、かりにこれを満たさなくとも、罪数論上一罪の関係にある場合はなお認められる。

3. 本件では、前訴因と後の訴因は、日時、場所の異なる傷害であり、共通性、非両立性はない。

もっとも、これら2つの犯罪は、常習一罪の関係にあり、罪数論上一罪の関係にある。よって、公訴事実の同一性は認められる。

4. 以上より、本件で訴因の追加を裁判所は認めらるべきである。

以上

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名	評価(ABCD)
	2年・3年・修了生			

5	
0	
5	
0	
5	

ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

ページ

添削者：橋本正成

〔総評〕 B～C

答案の流れが良く，読みやすい。

問題提起から規範定立までは比較的よくできていた。

あてはめをもっと充実させる必要がある。事実を拾ってから，評価を加えること。あてはめでは，規範の意味を正しく理解できているかが問われる。ここでも，規範を導いた際の趣旨がポイントである。

せっかく取り組んだ問題なので，必ず，再度，時間を計って，答案を書いて欲しい。そういった手間をかけることで，合格は確実になる。

〔個別コメント〕 答案の左余白の番号に対応

- 1 論述不要。
- 2 事実を引用した上で問題提起ができていて良い。
- 3 一罪一勾留の原則の内容を書けていてよい。
- 4 趣旨を踏まえて規範を導こうとしている。趣旨を先に書いて，規範を書く方が多いと思われる。

実体法上一罪の範囲では一勾留となるのはどうしてなのか。その点をもっと意識して書いてほしい。これを書くためには，

実体法上一罪説の論拠，反対説（単位事実説）の問題点などをおさえておく必要がある。

5 同時処理の可能性という規範が唐突に出てきている感じがする。より丁寧に書いてもよい。「検察官において同時処理の可能性が乏しい場合には，不当な身柄拘束の蒸し返しを防止するという前記趣旨に反しないから～」などと書いてもよい。

6 規範と対応したあてはめができている。同時処理の可能性に関わる事実として他にないか考えてみるとよい。たとえば，2つの事件の日時・場所・被害者などはどうか。

7 端的に問題提起ができている。

8 趣旨から規範を導こうとしている。訴因の一般論は記載の必要性があるのか再度考えてほしい。刑事訴訟法 312 条 1 項の規定内容・趣旨から論証してみてもどうか。

罪数論上一罪であれば，なぜ訴因変更が認められてよいのか。その点を，意識して書く必要がある。その際に，刑事訴訟法 312 条 1 項の趣旨がポイントとなる。

9 問題文の事実関係を拾って，評価し，あてはめる必要がある。このステップを飛ばさないこと。

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
刑訴法			

B

1. Xは東京府、平成28年11月14日に起訴した公訴事実、犯行の該疑事実により逮捕・勾留され、同年12月12日に保釈されているにもかかわらず、その後、平成29年2月3日に別の傷害の該疑事実により、逮捕されたことと見かけに、常習傷害罪の共同正犯の該疑事実により勾留~~逮捕~~されたことが、この一罪逮捕・勾留の原則に反して違法となるのか、が問題となる。①逮捕前置主義に反し、非也②一罪逮捕・勾留の原則に反して、違法の評価を受けないから問題となる。②の問題提起はOK

(1) 刑訴法は、同208条の規定を設け、逮捕を前置して勾留することと予定している。その趣旨は、逮捕手続と勾留手続の各段階において、身体拘束が許されるか否かを要件を校対して、~~身体~~被疑者の身体的自由をできる限り保障することに在る。~~その趣旨は~~この趣旨は、逮捕を経ずして長期間の身体拘束を~~行~~行はば、上記趣旨に反するから、原則として違法の評價を受ける。逮捕前置主義の論証としてはOKです。

(12) 事件では、Xは教習官から平成25年11月14日午後6時頃に大塚駅まで送られ、利根浦に於けるといふ。別添XとYの女用いた傷等の検定手続は常習一罪となる旨、同意あり。したがってXは常習傷害罪の共犯正犯として起訴されたとし、同検定手続により勾留すると、自決はありとなる。上に同じです。

(1) 刑罰法は、^{204条}~~刑罰法~~において被疑者の身体拘束に厳格な時間的制限を設けているところ、その趣旨は、被疑者の身体拘束は同人の重要な権利利益を侵害するものである以上、~~至四~~ 時間的に制限を設けて、同人の権利利益として限り保障することにある。
~~このことからすれば、このことからすれば、~~ ~~逮捕~~身体拘束である逮捕や留置、一罪につき一度しか このことから、逮捕・留置は一つの罪に対して一度の対するにかかり得るものの本原則であつて、して、これにより一つの罪といふ。実体法上一罪をいふと解される。なぜなら実体法上一罪に於ける別々の犯罪は密接に関連しているのが通常であり、同一手続において同一に処理されることが ~~求められ~~ ~~から~~ である、前提となっているからである。

20 (2) 本件では、既に^{逮捕勾留}~~逮捕勾留~~された傷害の被疑事実と、新たに逮捕勾留した傷害の被疑事実は、常習一罪といえる実体法一罪の図像にある。また、新たな被疑事実については、既に起訴された被疑事実と同一勾留でかつ段階では完結しておらず、Xの収容中の平成29年10月1日に該警局から出されて始めて完結したものである。

25 して、常習の罪は、~~捕~~各罪から既判勾留所定の懲りをおこなわれようとしているが、~~捕~~以上のことから、~~捕~~当該常習傷害罪について、同一の争執において同一に処理することは困難であり、かつ相当の理由があるといえる。~~捕~~したが、~~捕~~争執の点、~~捕~~本件では同一被疑事実（したがって、~~捕~~当該^{新たに}勾留も、~~捕~~逮捕勾留も、~~捕~~同一の争執事項である。）

2 ページ

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
刑訴法			

1. 外部部27について、海田のこともをすることは、「公務員法の同一性」を認める限度で~~再~~（刑罰法27条項）による振替変更であるか問題になる。問題提起OK

このよう兼罪には、実体法上一罪となる罪という、わけがある、
 実体法上一罪となる以上、刑事責任はひとつとなるからである、
~~また、これ、一つの刑事責任と述べているが、否か、~~
~~前罪因と後罪因と比較して、基本犯~~ したがって追加犯が
 因により、「公的事実の同一性を害しない」か否かは、先の既決
 状況取の罪因と、追加する罪因とが、~~否~~ 実体法上一罪と
 なるか否かで判断すべきである、判例は、「基本的事実関係の同一性」

捉えています。

~~本邦内~~ 自治体大府国の常習傷害罪~~を~~の既知事実
である~~こと~~。了て、先の~~前~~起訴状に我が自治体
Xは傷害の既知事実で起訴されていることが、自治体の
自治体の常習一罪となり、一つの刑事責任として処罰されるに
なる。

25 ~~事件~~、~~目的~~と大抵同じであるが、当該犯罪は X と Y が共同して行ったものである。したがって、共同正犯の1人、当該犯罪の実行共同犯としてあるから、~~刑事責任~~ 別の刑事責任を

裏面へ

30

4ページ